

# 令和2年7月豪雨により被災した世帯の皆様へ

## 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

### 貸付内容

- 貸付対象 ①県内の災害救助法適用地域に住所を有し、被災された方で当座の生活費を必要とする世帯。②他都道府県の災害救助法適用地域から避難し、当座の生活費を必要とする世帯。※①・②とも山形県内に1ヶ月程度以上居住する方で、継続的に連絡が取れる方。
- 貸付限度額 原則、10万円以内。特別な場合20万円以内（1世帯につき1回限り）  
特別な場合とは、以下に該当し特に必要と認められる場合  
①世帯員の中に死亡者がいるとき。  
②世帯員に要介護者がいるとき。  
③世帯員が4人以上いるとき。  
④世帯員に被災による重傷者・妊産婦・小学生の児童がいる世帯
- 貸付利子 無利子 \*償還期間経過後は残元金に対し年3.0%の延滞利子が発生します

### 申込みに必要なもの

- ①本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード等）
- ②住民票（本籍地及び世帯全員が記載されているもので、マイナンバー表示が無いもの）
- ③申込者の預金通帳及び銀行届出印（振込及び口座振替用として）
- ④被災の証明書類（り災証明書、被災証明書）

### 貸付金の交付方法

- 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

※償還等貸付後の手続きの詳細については、下記の受付窓口までご連絡下さい。

### 申込受付窓口

大石田町社会福祉協議会 TEL: 0237-35-3383

### 受付開始日

8月17日（月）から